

大洲市ふるさと納税推進業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、大洲市ふるさと納税推進業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

大洲市ふるさと納税推進業務

(2) 業務の目的

別添「大洲市ふるさと納税推進業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約期間は、契約締結日の翌日から令和10年3月31日までとする。

なお、本業務については、準備期間及び業務期間に区分し、それぞれ次のとおりとする。

① 準備期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

② 業務期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※ 準備期間の経費は受注者側での負担とし、準備期間における支払いは発生しないものとする。

※ 業務実績が良好と認められる場合は、最長で令和11年度まで、年度ごとに随意契約を締結することができるものとする。

(5) 事業規模（提案限度価格）

38,098,000円（消費税及び地方消費税抜き）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 募集開始日（公表日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市告示第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であるとともに、国又は地方公共団体から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 過去3年間に於いて、地方公共団体が発注した本業務と同種の業務実績があること。
- (8) 業務開始までに、愛媛県内に本店、支店又は営業所を設置していること。
- (9) 個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録及び更新をしていること。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和8年10月 7日（水）
② 実施要領等に関する質疑受付	令和8年10月21日（水）17時まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和8年10月23日（金）以降
④ 参加申込書の提出期限	令和8年11月 6日（金）17時必着
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和8年11月 9日（月）
⑥ 企画提案書等の受付期限	令和8年11月25日（水）17時必着
⑦ プレゼンテーション・ヒアリング	令和8年12月中旬予定
⑧ 審査結果の通知・公表	令和8年12月下旬予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和9年 1月上旬予定
⑩ 業務開始	令和9年 4月 1日（木）～

※ 令和9年1月～3月は、準備期間とする。

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公表日

令和8年10月7日（水）

② 公表方法

大洲市公式ホームページ

③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市ホームページからダウンロードできる。また、総合政策部企画情報課でも配布する。

URL <https://www.city.ozu.ehime.jp/>

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電

子メールにより提出すること。

なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

2) 受付期間

令和8年10月7日（水）から令和8年10月21日（水）17時までとする。（ただし、受信確認は、9時から17時までとする。）

※ 土日祝祭日は除く

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

E-mail : kikaku@city.ozu.ehime.jp

電話番号：0893-24-1728（ダイヤルイン）

4) 回答方法

令和8年10月23日（金）以降に大洲市公式ホームページに掲載する。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大洲市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

- 1) 参加申込書（様式2）
- 2) 業務受託実績書（様式3）
- 3) 会社概要（任意様式。パンフレット等でも可。）
- 4) JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JISQ15001（プライバシーマーク取得）の証明書
- 5) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、入札参加資格の認定を受けていない者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し

イ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

ウ 市内に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の市税（全税）及び国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市外に本店又は営業所を有する法人にあっては、直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

② 提出期限

令和8年11月6日（金）17時必着

③ 提出場所

大洲市総合政策部企画情報課

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

④ 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

⑤ 提出部数

正本 1 部、副本 4 部

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果（様式 4）を通知する。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

1) 企画提案書

- 用紙サイズは表紙を含め A 4 サイズ・横置き・横書きとし、両面印刷で作成すること。
- 表紙は様式 5 を用いることとし、企画提案本文の様式は任意とする。ただし、下記提案項目順に記載すること。
- ページ数は、表紙を除き 30 ページ以内で作成すること。
- 表紙を除いたページに、ページ番号を印字すること。

【企画提案項目】

別紙「大洲市ふるさと納税推進業務仕様書」をもとに、できる限り具体的に提案し、簡潔な文書を用い、わかりやすい表現で記載すること。

提案項目	必須となる記載内容
ア. 業務スケジュール	・ 準備期間（R9.3.31 まで）及び業務開始後（R9.4.1 から）の業務スケジュール
イ. 実施体制・業務実績	・ 本業務の遂行に係る従事者全体（再委託先も含む。）の体制図、役割及び本市との連絡体制等 ・ 業務責任者及び業務従事者の具体的な業務実績、経歴、資格等 ・ 本市と事業者の役割分担
ウ. 寄附管理システムの運用	・ 寄附管理システムの運用方法 ・ 管理データを活用した分析方法
エ. 寄附者対応	・ 寄附者対応の体制及び苦情等の対応方法
オ. ふるさと納税ポータルサイトの運用	・ ふるさと納税ポータルサイトの運用方法 ・ 魅力的なページの作成や、寄附額増加につながる方策に関する提案
カ. 返礼品の提案及び開拓・造成	・ 返礼品の開拓・造成や既存返礼品のブラッシュアップに向けた具体的な実施方針
キ. 返礼品提供事業者の対応	・ 返礼品の発注、発送、返礼品提供事業者のサポート体制 ・ 発送漏れ、誤発送防止策
ク. プロモーション・PR	・ 寄附を促進するための PR やプロモーションの具体的手法
ケ. 寄附金受領証明書等の発行・発送	・ 業務実施フロー及び発送管理方法 ・ 年末年始の対応 ・ 発送業務にかかる経費削減策
コ. 個人情報・寄附情報の保護	・ 漏えいや盗難を防ぐための具体的な対策
サ. その他提案事項	上記ア～コのほか、本市のふるさと納税推進にあたり有益であると思われる提案があれば記載す

	ること。
--	------

2) 見積書及び内訳書（任意様式）

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除く金額とし、提案限度額以下の金額を記載すること。

なお、寄附額500,000,000円、寄附件数20,000件、関係書類の発送業務（ワンストップ特例申請書類送付あり）8,000件・（ワンストップ特例申請書類送付なし）12,000件、寄附金管理システムを12ヶ月間利用した場合の、別紙「仕様書6 業務の詳細」に係る委託料を算出すること。

※ 寄附額500,000,000円は目標額であり、寄附受入を保証するものではない。

ア 業務委託料

寄附額の○%（税抜）

※ 返礼品調達費及び配送料、ふるさと納税ポータルサイト利用料、クレジットカード等決済手数料にかかる費用は含めない。

イ 関係資料の発送業務

郵送料に加え、寄附金受領証明書等の印刷や発送に係る事務作業費及び送付用封筒、返信用封筒代も含めること。

- ・ ワンストップ特例申請書類送付あり
1通当たりの金額○円（送料100円込・税抜）
- ・ ワンストップ特例申請書類送付なし
1通当たりの金額○円（送料78円込・税抜）

3) 業務実施体制（様式6）

本業務に係る実施体制について、責任者、主任者及び担当者の役職、氏名、主な業務内容及び役割分担等を記載すること。

② 提出期間

令和8年11月10日（火）から令和8年11月25日（水）まで（受付時間帯は、土日祝祭日を除く9時から17時までとする。）

③ 提出場所

大洲市総合政策部企画情報課
〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

④ 提出方法

郵送又は持参

⑤ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本6部とし、紙媒体に加え、CD-R等に格納した電子データ（PDF形式）も併せて提出すること。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日程

令和8年12月中旬 ※ 予定

※ 詳細については、企画提案者に別途連絡する。

※ 参加者が多数となった場合は、書類審査を実施し、その結果、選考された参加者を対象にプレゼンテーションを実施する場合がある。

② 実施方法

- 1) 業務責任者が企画提案書についての説明を行うこと。
- 2) 説明は20分以内、質疑応答は10分程度とする。
- 3) 説明は、提出した企画提案書等のみを使用して行うこと。

7 受託候補者の選定

(1) 選定手順

① 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「大洲市ふるさと納税推進業務プロポーザル審査委員会」が行う。

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、（プレゼンテーション・ヒアリング内容）及び見積金額等を以下の審査基準に基づき総合的に評価する。

なお、参加事業者が1者のみであっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

審査項目	審査基準	配点
業務スケジュール	・本業務の履行に際して、準備期間を含め、業務を円滑かつ確実に実施できる具体的な工程となっている。	5
実施体制・業務実績	・ふるさと納税制度や市場の動向を十分に理解するとともに、全業務を適切かつ着実に実施できる体制（責任者・人員・経験及び能力）となっている。 ・他自治体における本業務と同種の業務について、十分な受託実績を有している。	15
寄附管理システムの運用	・寄附管理システムを適切に運用することができる。 ・寄附者情報を適切に管理し、データ分析を寄附者獲得や施策改善につながる具体的かつ効果的な提案がされている。	5
寄附者対応	・寄附者からの問合せや苦情等に適切に対応できる体制が整えられている。	5
ふるさと納税ポータルサイトの運用	・寄附額の増加及び本市の魅力発信につながる自治体・返礼品紹介ページの作成・改善、SEO（検索エンジン最適化）対策等について、具体的かつ効果的な提案が示されている。	15
返礼品の提案及び開拓・造成	・全国的な動向や本市の地域特性及び地域資源を踏まえたマーケティング等に基づき、本市ならではの魅力的な返礼品の開拓・造成や既存返礼品のブラッシュアップに向けた具体的な内容、手法が示されている。	15
返礼品提供事業者の対応	・返礼品提供事業者との関係を構築し、返礼品の品質・在庫管理や配送状況等について、適切な助言・支援を行うことができる。	5

プロモーション・PR	・新規寄附者の獲得及びリピーター確保に向けた効果的かつ戦略的なPRやプロモーションの具体的手法が示されている。	10
寄附金受領証明書等の発行・発送	・寄附金受領証明書の発行から発送について、適切かつ迅速に対応できる。	5
個人情報・寄附情報の保護	・業務における個人情報の取扱いに十分考慮されており、個人情報・寄附情報について、漏えいや盗難を防ぐための適切な対策が講じられている。	5
その他提案事項	(上記、審査項目以外において) ・本市のふるさと納税の推進に必要な、独自性、創意工夫及び実現性のある効果的な提案となっており、令和9年度から令和11年度までの各年度の寄附目標金額について、具体的な数値とその設定根拠が示されている。	5
価格	・企画提案者の最低価格／当該提案者の価格×配点 (小数点以下は四捨五入)	10
合 計		100

(3) 受託候補者の決定

- ① 各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定する。

また、受託候補者の次に合計点が高い事業者を次点者とする。

- ② 同点の場合は、審査項目「返礼品の提案及び開拓・造成」の評価点の合計点が高い者を選定する。

なお、さらに同点の場合は、審査項目「ふるさと納税ポータルサイトの運用」の評価点の合計点が高い者を選定する。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

8 審査結果

審査結果は、令和8年12月下旬（予定）に、大洲市公式ホームページで、公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」（様式7）を電子メール及び文書で送付する。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合がある。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に基づいて契約を締結するものとする。

なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行う。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 提出期限後の差し替え及び追加・削除は一切認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が追加資料の提出を求めることがある。

11 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- ③ 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とし、複数の提案はできない。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しない。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めない。（市からの指示があった場合を除く。）

- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式８）により、担当課へ届け出ること。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

また、情報公開請求があった場合は、大洲市情報公開条例（平成１７年大洲市条例第１０号）に基づき公開することがある。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとする。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- ⑫ 本件は、債務負担行為及び令和９年度当初予算の議決を要することから、議会の議決が得られない場合は、契約として成立しない。

13 問い合わせ先

所在地 〒795－8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1
担当部署 大洲市 総合政策部 企画情報課 企画係
電話番号 0893－24－1728
FAX 番号 0893－24－2199
E-mail kikaku@city.ozu.ehime.jp